

## 別表第三 特定化学物質

(第六条、第十五条、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係)

### 一 第一類物質

- 1 ジクロロベンジジン及びその塩
- 2 アルファーナフチルアミン及びその塩
- 3 塩素化ビフェニル (別名PCB)
- 4 オルトトリジン及びその塩
- 5 ジアニシジン及びその塩
- 6 ベリリウム及びその化合物
- 7 ベンゾトリクロリド
- 8 1から6までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は7に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物 (合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。)

### 二 第二類物質

- 1 アクリルアミド
- 2 アクリロニトリル
- 3 アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)
- 3の2 インジウム化合物
- 3の3 エチルベンゼン
- 4 エチレンイミン
- 5 エチレンオキシド
- 6 塩化ビニル
- 7 塩素
- 8 オーラミン
- 8の2 オルトトルイジン
- 9 オルトフタロジニトリル
- 10 カドミウム及びその化合物
- 11 クロム酸及びその塩
- 11の2 クロロホルム
- 12 クロロメチルメチルエーテル
- 13 五酸化バナジウム
- 13の2 コバルト及びその無機化合物
- 14 コールタール
- 15 酸化プロピレン
- 15の2 三酸化二アンチモン
- 16 シアン化カリウム
- 17 シアン化水素
- 18 シアン化ナトリウム
- 18の2 四塩化炭素
- 18の3 一・四ジオキサン
- 18の4 一・二ジクロロエタン (別名二塩化エチレン)

- 19 三・三' -ジクロロ-四・四' -ジアミノジフェニルメタン
  - 19の2 一・二-ジクロロプロパン
  - 19の3 ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)
  - 19の4 ジメチル-二・二-ジクロロビニルホスフェイト (別名DDVP)
  - 19の5 一・一-ジメチルヒドラジン
  - 20 臭化メチル
  - 21 重クロム酸及びその塩
  - 22 水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く。)
  - 22の2 スチレン
  - 22の3 一・一・二・二-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)
  - 22の4 テトラクロロエチレン (別名パークロロエチレン)
  - 22の5 トリクロロエチレン
  - 23 トリレンジイソシアネート
  - 23の2 ナフタレン
  - 23の3 ニッケル化合物 (24に掲げる物を除き、粉状の物に限る。)
  - 24 ニッケルカルボニル
  - 25 ニトログリコール
  - 26 パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン
  - 27 パラ-ニトロクロロベンゼン
  - 27の2 砒ひ素及びその化合物 (アルシン及び砒ひ化ガリウムを除く。)
  - 28 弗ふつ化水素
  - 29 ベータ-プロピオラクトン
  - 30 ベンゼン
  - 31 ペンタクロルフエノール (別名PCP) 及びそのナトリウム塩
  - 31の2 ホルムアルデヒド
  - 32 マゼンタ
  - 33 マンガン及びその化合物
  - 33の2 メチルイソブチルケトン
  - 34 沃よう化メチル
  - 34の2 溶接ヒューム
  - 34の3 リフラクトリーセラミックファイバー
  - 35 硫化水素
  - 36 硫酸ジメチル
  - 37 1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
- 三 第三類物質
- 1 アンモニア
  - 2 一酸化炭素
  - 3 塩化水素
  - 4 硝酸
  - 5 二酸化硫黄
  - 6 フェノール
  - 7 ホスゲン

8 硫酸

9 1から8までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

令和8年4月1日現在